東山クリーンセンター基幹的設備改良工事
入札条件書

平成25年10月18日

北 信 保 健 衛 生 施 設 組 合

東山クリーンセンター 基幹的設備改良工事　入札条件書

目　　次

第1章　総　　則

本条件書は、北信保健衛生施設組合（以下「発注者」という。）が発注する東山クリーンセンター基幹的設備改良工事（以下「基幹的設備改良工事」という。）に適用する。

1.1　概要

1）一般概要

東山クリーンセンターは平成10 年に稼働開始してから15 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、基幹的設備改良工事を行うことにより、施設の延命化と二酸化炭素排出量削減に資する機能向上を図るとともに、「東山クリーンセンター長寿命化計画」に定める目標年度（平成43 年度）までの適正かつ安定したごみ焼却処理の継続を目指すものである。

2）工事名

東山クリーンセンター基幹的設備改良工事

3）対象施設及び施設規模

1）名　　称 ： 東山クリーンセンター
2）処理方式 ： 全連続燃焼式ストーカ炉
3）施設規模 ： 130ｔ/日（65ｔ/24h×2 基）
4）竣　　工 ： 平成10 年3 月

4）工事場所

長野県中野市大字中野1308番地１（東山クリーンセンター）

5）敷地面積及び延床面積

敷地面積　17,600 ㎡
建築面積　 2,880 ㎡

6）全体計画

(1) 設備機能の回復

経年劣化した設備の機能を回復すること。

(2) 二酸化炭素排出量の削減

エネルギー回収量の増加や省エネ機器の導入により、施設の二酸化炭素排出量を50％以上削減すること。

(3) ごみ搬入及び施設運転計画への配慮

基幹的設備改良工事では、炉運転（1炉運転）を継続しながら工事を施工するため、合理的な工事施工計画を立案し、工事による全停止期間を可能な限り短縮すること。

(4) 既存設備・機器との整合

基幹的設備改良工事の工事範囲外となる設備・機器との取り合いを十分に確認し、施設全体の機能を損なわないこと。

7) 立地条件

(1) 都市計画事項

① 用途地域　　指定なし
② 防火地区　　制限なし
③ 高度地区　　指定なし
④ 建ぺい率　　70%
⑤ 容積率　　　400%
⑥ 日影規制　　適用除外

(2) 敷地周辺設備

① 電　　気：受電電圧 6.6kV 1 回線。
　　既存設備を利用し、必要に応じ改修する。
② 水　　道：既存設備を利用し、必要に応じ改修する。
③ 下 水 道：既存設備を利用し、必要に応じ改修する。
④ 雨水排水：既存排水設備を利用する。
⑤ 電　　話：既存設備を利用し、必要に応じ改修する。

8) 工 期

① 着工年月日　　契約の翌日から
② 完成年月日　　平成29 年3 月15 日（3 ヵ年継続事業）

ただし、工事期間中は施設の運転計画に基づき、工事方法について別途協議すること。

9) 施設管理者

北信保健衛生施設組合　組合長

1.2 基幹的設備改良工事の概要

1）施 設 概 要

① 焼却炉	全連続式火格子焼却炉	
② ボイラ	型　　　式	過熱器付自然循環式水管ボイラ
	蒸　発　量	最大 約9.9 t/h×2基
	蒸 気 圧 力	常用　25 kg/cm²G (2.45 MPa)
③ ろ過式集じん機	形　　　式	反応式バグフィルタ
④ 蒸気タービン及び発電機（廃止・撤去）	形　　　式	背圧タービン
	用　　　途	誘引ファン駆動及び誘導発電
	タービン出力	205 kW×2基
	誘導発電機出力	110 kW×2基
⑤ 新設タービン発電機	発電機出力	500kW以上
⑥ タービン棟	新設	

2）竣　　工　　平成10年3月

3）敷 地 面 積　　約 17,600㎡

4）施設の概要

本施設の概要と公害防止基準は、**表1** のとおりである。

5）タービン棟の新設

タービン棟を新設し、タービン棟にタービン発電機を新設する。なお、タービン棟を設置する場所は、旧東山清掃工場の跡地（図１）であり、地下に杭が残留しているので、杭の残留等を調査し、工事を進めること。

6）基幹的設備改良工事の進め方と契約の範囲

基幹的設備改良工事の範囲は **図2** に示す通りであり、施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事である。

なお、国庫補助の申請（工事費補助率 1/2 の交付申請）は、CO_2 削減率50% 以上の達成を目標に国へ申請している。

表1　基幹的設備改良工事施設の概要

施　設　名	東山クリーンセンター	
施設所管	北信保健衛生施設組合	
施設所在地	長野県中野市大字中野 1308 番地 1	
計画処理能力	130t/日(65 t /24hX2 炉)	
建設年度	着工: 平成 7 年 5 月 竣工: 平成10年3月	
敷地面積	17,600m^2	
建築面積	2,880m^2	
処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	
公害防止	設計性能値　(性能保証値) 基幹改良工事前	 基幹改良工事後
ばいじん	0.02g/m^3N 以下　⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒　0.01g/m^3N 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下	30ppm 以下
窒素酸化物	120ppm 以下	120ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下	50ppm 以下
一酸化炭素		30ppm以下 (4 時間移動平均)
DXN 排ガス	0.5ng-TEQ/m^3N 以下	0.5ng-TEQ/m^3N 以下
DXN 焼却灰		3ng-TEQ/g以下
DXN 飛灰		3ng-TEQ/g以下
焼却灰の熱灼減量	5%以下	5%以下
処理方式	① 受入・供給: ピット&クレーン方式 給じん; プッシャ—式 ② 燃焼: 乾燥;階段往復動式燃焼;階段往復動式後燃焼 ③ ガス冷却: 廃熱ボイラ方式 ④ 排ガス処理: バグフィルタ+乾式有害ガス除去装置 ⑤ 余熱利用: 蒸気タービン発電、場内・場外給湯、道路融雪等 ⑥ 通風: 平衡通風方式 ⑦ 灰出し: 焼却灰;灰押出装置+灰ピット 飛灰;キレート処理+ダストコンベヤ+灰ピット ⑧ 排水処理: プラント排水;クローズドシステム ごみピット汚水;ごみピットに返送	
設備仕様	① ごみピット: 容量 2,000m^3 ② 火格子燃焼率: 149.4kg/m^3・h (火格子面積 18.13m^2) ③ 燃焼室熱負荷: 142,100～294,700 kJ/m^3・h(炉容量 100m^3) ④ 現在の発電機(廃止): 誘導発電機　最大 110kW×2基(高質ごみ焼却時) ⑤ バグフィルタ: 23,500m^3N/h、排ガス温度:155℃(常用) ⑥ 押込送風機: 300m^3/min(20℃) ⑦ 誘引送風機: 610m^3/min(154℃) ⑧ 煙突: 高さ; 59m、頂部: φ1.5m ⑨ 蒸気タービン出力(廃止): 205kW×2基 ⑩ 煙突高さ: 59m、頂口経: 0.82m ⑪ タービン発電機(新設): 500kW以上	

図1　タービン棟配置計画図

7）関連法令等の遵守

基幹的設備改良工事の受注者は、工事の実施に当たり、下記に示す関連法令等を順守するものとする。

(1) 国の法令等

1. 品質確保法
2. 製造者責任法
3. 地球温暖化防止法
4. 各種リサイクル法
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6. 環境基本法
7. 水質汚濁防止法
8. 騒音規制法
9. 振動規制法
10. 悪臭防止法
11. 大気汚染防止法
12. ダイオキシン類対策特別措置法
13. 廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（厚生労働省基発第401号）
14. 水道法
15. 消防法
16. 建築基準法
17. 建設業法
18. 都市計画法
19. 労働基準法
20. 労働安全衛生法
21. 作業環境測定法
22. 電気事業法
23. 電気工事士法
24. 電気用品安全法
25. 計量法
26. 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）
27. 地方自治法
28. 労働者災害補償保険法
29. 環境基本法
30. 循環型社会形成推進基本法
31. 小型家電リサイクル法

32. 地球温暖化対策の推進に関する法律
33. 土壌汚染対策法
34. 土壌の汚染に係る環境基準について
35. 農用地の土壌の汚染防止に関する法律
36. 農業取締法
37. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の関する特別措置法
38. 航空法
39. 電波法
40. 有線電気通信法
41. 計量法
42. 高圧ガス取締法
43. 毒物および劇物取締法
44. その他関係法令、規則、基準等

(2) 技術基準、規格等

1. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
2. 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン
3. 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ処理施設）
4. 危険物の規制に関する規則・政令
5. 一般高圧ガス保安規則
6. 特定化学物質等障害予防規則
7. 発電用火力設備に関する技術基準
8. 電気設備に関する技術基準
9. 電気工作物の溶接に関する技術基準
10. クレーン等安全規則
11. クレーン構造規格
12. クレーン過負荷防止装置構造規格
13. 電気機械器具防爆構造規格
14. ボイラおよび圧力容器安全規則
15. ボイラ構造規格
16. 圧力容器構造規格
17. 日本工業規格(JIS)
18. 電気規格調査会標準規格(JEC)
19. 日本電機工業会標準規格(JEM)
20. 電線技術委員会標準規格(JCS)
21. 日本油圧工業会規格(JOHS)
22. 内線規程

23. 電気供給規程
24. ガス供給規程
25. ISO国際規格
26. ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について
　（労働省、労働基準局長）
27. ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人 全国都市清掃会議）
28. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル
　（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
29. 循環型社会形成推進交付金交付要綱、
　循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
　（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
30. ごみ処理施設性能指針
31. 日本工業規格（ＪＩＳ）
32. 日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
33. 日本電機工業会標準規格（ＪＥＭ）
34. 日本電線工業会標準規格（ＪＣＳ）
35. 日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）
36. 電気学会規格
37. 電気保安法による設備基準
38. 電気設備技術基準・内線規程
39. 電力会社供給規程、電力工事規程
40. 日本建築学会規定及び構造設計基準
41. 建築基準構造設計指針（建築学会）
42. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
43. 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
44. 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
45. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
46. 建築設備耐震設計施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
47. 建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
48. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
49. 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
50. その他の関係法令、規則、規格、要綱、要領、指針等

(3) 長野県の条例・基準等

1. 長野県環境基本条例
2. 長野県公害防止に関する条例
3. 長野県廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
4. 中野市環境保全に係る条例
5. その他関係条例、基準等

図2　東山クリーンセンター基幹的設備改良工事の対象範囲

8）特記事項

（1）施設の停止期間

基幹的設備改良工事の都合上、炉停止して工事を行う場合は、停止期間が極力短くなるように、工法、工程を工夫すること。

また東山クリーンセンターへのごみ搬入実績等を調べ、ごみ搬入量の少ない時期の施工となるよう工事工程を調整し、実施にあたっては発注者の承諾を得ること。

（2）地域振興

基幹的設備改良工事の施工にあたっては、地元（中野市、山ノ内町、長野市、小布施町）企業の活用についても考慮すること。

9）工事工程

基幹的設備改良工事工程の作成にあたっては、図３を参照するとともに、東山クリーンセンターのごみ搬入量及び運転実績等を参考にすること。

また、基幹的設備改良工事の停止期間等において処理できないごみを一時貯留する場合は、最大貯留量を超えることがないようにし、一時貯留が困難で、ごみ処理を外部委託する場合は、事前に組合と協議すること。

臭気対策を講じる場合については発注者との協議により決定すること。

10）撤去

現在の設備・機器等の撤去については、施設運営に支障のないよう、工法、工程を工夫すること。

図3　基幹的設備改良工事の工事工程（参考）

項　目	平成25年度（竣工15年目）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成 30 年度
	6 8 10 12 2	4 6 8 10 12 2	4 6 8 10 12 2	4 6 8 10 12 2	4 6 8 10 12 2	4 6 8 10 12 2
発注事務・入札・契約						
工事の全体計画		契約 26年6月上旬(予定) 改良工事		竣工 29年3月		
① 着工・実施設計						
② 機器製作						
③ 基幹的設備改良工事						
④ 長寿命化計画（施設保全計画）→ 国へ提出						
⑤ 引渡し性能試験（CO_2の検証を含む）→ 国へ提出						
かし担保保証期間（2年間修理無償）					1年目かし担保立会 かし担保保障（2年～3年間）	2年目かし担保立会

12

11）基幹的設備改良工事の進め方と契約の範囲

図4 に示すように、基幹的設備改良工事の竣工前に長寿命化計画（施設保全計画）を提出すること。この計画の提出は、循環型社会形成推進交付金の交付要件となっている。

また、CO_2削減率は50％以上の検証結果を国に対して提出する必要があるので「引渡し性能試験」と共に「CO_2削減効果の検証試験」を行うこと。

図4　基幹的設備改良工事の進め方と契約の範囲

12) 基幹的設備改良工事の範囲

東山クリーンセンターの 基幹的設備改良工事の範囲は「設計仕様書」(見積設計図書作成のための仕様書)による。なお、入札前には最終版の設計仕様書を「工事仕様書」として提示する。

13) 基幹的設備改良工事期間および事業予算等

基幹的設備改良工事期間：契約の翌日から平成29年３月15日まで

工事予算は 2,837,900,000 円 （税抜き)である。

※なお、上記金額は本工事に係る予算規模を示したものであり、上限金額での契約を約すものではない。

14） 契約の締結

基幹的設備改良工事の発注は、総合評価方式一般競争入札により行い、落札者との契約は、別途に定める契約約款により建設工事請負契約を締結する。

15) 基幹的設備改良工事費の支払方法

(1) 基幹的設備改良工事費の支払い方法

工事費の支払いは、基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約に定める規定による。

(2) 基幹的設備改良工事費の支払に係る書類

建設工事請負契約の締結にあたっては、工事代金内訳書を作成し、提出すること。

各年度の工事費の支払いは、年度ごとの出来高に応じ、工事契約約款の規定に基づき算定される金額を支払う。

第２章　入札参加者の公募および落札者の選定

2.1 入札参加者の公募等の手順

基幹的設備改良工事の発注は、公募による総合評価方式一般競争入札により行い、公募から落札者決定の手順は、図 5のとおりとする。

図5　落札者決定までの手順

2.2 公募から落札者決定までの日程

基幹的設備改良工事の応募者は、「入札条件書」に定める基幹的設備改良工事に参画する資格を有しており、かつ、提案内容が技術的な観点から発注者が要求する「入札条件書」および「設計仕様書」を満足することを条件として、公募による総合評価方式一般競争入札により落札者を決定する。

公募及び落札者決定までの日程は、おおむね次のとおりとする。

① 公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年10月18日～11月12日

② 入札条件書等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年10月18日～11月12日

③ 発注条件に係る入札条件書、設計仕様書・・・・・・・・・・・ 平成25年10月18日～25日
　 に関する質問受付(第一回質問受付)

④ 発注条件に係る入札条件書、設計仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年11月1日
　 に関する質問回答(第一回質問回答)

⑤ 入札参加資格確認書等および誓約書の提出受付期間
・・・ 平成25年11月6日～11月12日

⑥ 参加資格審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年11月26日

⑦ 現地説明会(設計図書の閲覧)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年12月中旬
　 落札者決定（審査）基準の提示
　 見積設計図書(概要版)の記入用紙等配布（様式配布）
　 「基幹的設備改良工事契約約款」の配布

⑧ 発注条件に係る入札条件書、設計仕様書および
　 設計図書類、現地説明等に関する質問受付
　 (第二回質問受付)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年12月中旬

⑨ 発注条件に係る入札条件書、設計仕様書および
　 設計図書類、現地説明等に関する質問回答
　 (第二回質問回答)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成25年12月中旬

⑩ 見積設計図書・概要版の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成26年1月中旬

⑪ 改善指示の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成26年3月中旬

⑫ 「入札条件書(最終版)」および「工事仕様書」の配布　・・・・・ 平成26年4月中旬

⑬ 入札書の提出及びプレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成26年5月上旬

2.3 応募者の参加資格要件等

基幹的設備改良工事の入札に参加する「企業」又は「共同企業体」（以下「応募者」という。）は、次の資格要件をすべて満たすものとする。この場合、発注者は応募者の資格審査を実施する。

1) 応募者の構成

(1) 応募者は、「企業」又は「共同企業体」とする。なお、「共同企業体」の場合は、当該共同企業体の構成員の中から代表となる企業（以下「代表構成員」という。）を定め、代表構成員が参加手続を行うこととする。

(2) 共同企業体により応募する者は、応募に当たり、共同企業体結成のための「特定建設工事共同企業体協定書（様式第3号）」を作成し、基幹的設備改良工事の遂行上、構成員がそれぞれ果たすべき業務内容を明確にする。

(3) 共同企業体の構成員数は、代表構成員を含め３者を上限とする。

(4) 共同企業体の構成員出資比率の下限は、2者の場合は100分の30、3者の場合は100分の20とすることとし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 入札参加資格確認書提出後において、共同企業体の代表構成員及びその他の構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると発注者が認めた場合は、この限りではない。

(6) 企業又は共同企業体の構成員は、他の応募者の構成員もしくは協力会社となることはできない。

(7) 企業又は共同企業体の構成員と、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定する親会社および子会社並びに同条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は、それぞれ他の応募者の構成員および協力会社になることはできない。

(8) 同一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者の参加資格要件等

(1) 参加資格要件

「企業」又は「共同企業体」は、次の要件を満たすこと。

① 北信保健衛生施設組合組織市町の内、中野市、山ノ内町、長野市、小布施町の建設工事入札参加資格者名簿の「清掃施設」に登録されている者であること。（共同企業体では代表構成員）

② 建設業法(昭和24年法律第100号)第３条第１項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。(共同企業体では代表構成員)

③ 発注者との関係において入札参加資格確認書提出時において、次のア）からエ）までのいずれかに該当すると認められる者でないこと。

ア）契約の履行にあたり、品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ）公正な競争を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正な利益を得るために連合した者

ウ）落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

エ）正当な事由がなくて、契約履行しなかったもの。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者および同条第2項の規定に基づく長野県及び北信保健衛生施設組合組織市町（中野市、山ノ内町、長野市、小布施町）の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

⑥ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後または再生計画認可の決定が確定した後に北信保健衛生施設組合組織市町（中野市、山ノ内町、長野市、小布施町）が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。

⑧ 基幹的設備改良工事に関する発注支援業務を受託した株式会社建設技術研究所と、基幹的設備改良工事の応募者は、資本関係又は人的関係がないこと。

※「資本関係」とは、応募者が、株式会社建設技術研究所の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する、又は、その資金の総額の100分の20を出資していることをいう。「人的関係」とは、応募者が、株式会社建設技術研究所の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

(2) 参加資格の基本条件

①基幹的設備改良工事の応募者は次の各号に定める事項を満たすこと。

ア） 企業又は共同企業体のその他の構成員を除く資本金額は、金5,000万円以上とし、基幹的設備改良工事期間を通じてこれを維持すること。

イ） 応募者は、基幹的設備改良工事を実施するための人員を確保できること。

② 応募者の責任（落札企業）

応募者は、基幹的設備改良工事に係る「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」および「設計仕様書」に規定する全ての条件を満たすことが出来る者であること。

基幹的設備改良工事の落札決定後、受注者が前記の条件を満たすことができなくなった場合、受注者が当該事項未達に関わる責任を負うものとする。

(3) 実績等

施設規模 100t/日以上の全連続式ストーカ式焼却炉の、建設実績（建設中の工事を含む)又は基幹的設備改良工事実績があること。

2.4 入札応募者の審査及び落札者の決定

基幹的設備改良工事における入札応募者の審査及び落札者の決定は、総合評価方式一般競争入札により行うものとし、選定基準および落札者の決定方法は次のとおりとする。

1) 総合評価方式技術審査委員会の設置

発注者は、基幹的設備改良工事の応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、基幹的設備改良工事における落札者を決定するための技術審査を行う機関として「総合評価方式技術審査委員会」を設置する。

※本工事の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同等と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類を配布するなどして、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は、失格とする。

2) 総合評価方式一般競争入札における評価項目及び落札者決定基準

基幹的設備改良工事における入札応募者の審査は、応募者から提出された技術提案(見積設計図書、工事見積書等)について、その技術力と価格を評価するため、別途定める「評価項目」及び「落札者決定基準」により行う。

3) 基幹的設備改良工事落札者の決定手順

基幹的設備改良工事の総合評価方式一般競争入札における落札者は、次の手順により決定するものとし、評価方法は下記のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認書の審査

参加資格審査は、応募者から提出された「入札参加資格確認書」を基に、参加要件を満たすことを確認する。参加資格審査を満たすことが確認された応募者のみ、「見積設計図書」を提出できることとする。

(2) 見積設計図書およびプレゼンテーションに対する技術審査

「見積設計図書」および「プレゼンテーション」に対する技術審査は、参加資格審査を通過した応募者が提出する「見積設計図書」が技術的観点に照らして発注者の要求する発注仕様を満足する内容であることを審査する。

(3) 総合評価方式一般競争入札における落札者決定基準

総合評価方式における、得点配点は以下のとおりとし、「技術評価点」と「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）の最高得点者を落札者とする。

また、総合評価点の最高得点者が２者以上あるときは、技術評価点の高い得点者を落札者とするものとする。

表－２　各評価要素の配点

	区分	評価要素	配点
技術評価点	1	技術的要素 機械技術、電気技術、建築技術等	４０
	2	管理的要素 施工管理、施設運営管理等	１５
	3	性能的要素 省エネルギー、環境保全、焼却処理性能、経済的性能等	１５
小　計			７０
価格評価点	入札額		３０
合　計			１００

① 総合評価点の計算方法

技術評価点(満点７０点)＋価格評価点(満点３０点)＝総合評価点(満点１００点)

ア）技術評価点（満点７０点）

技術評価点は、総合評価方式技術審査委員会の各委員の採点結果より算出する。なお、小数点以下第3位四捨五入2位止めとする。

イ）価格評価点＝ 100 ×（１－入札価格÷予定価格）（満点・上限３０点）

価格評価点は、上記の式により数値を算出し、小数点以下第3位四捨五入2位止めとする。

② 落札者の決定

下記の要件を満たしている者のうち、総合評価点の最高得点の応募参加者を落札者とする。また、基幹的設備改良工事における総合評価一般競争入札においては、北信保健衛生施設組合財務規則に基づく、低入札価格の調査適用工事とする。

ア）入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ）東山クリーンセンター基幹的設備改良工事の「入札条件書」及び「「設計仕様書」を満足していること。

2.5　応募に関わる提出書類等

基幹的設備改良工事の入札に応募する者は、応募に係る書類として、次の書類を提出するものとする。

１）入札参加資格確認書の提出

・単体企業による応募者（**様式第２号−１**）

・共同企業体による応募者（**様式第２号−２**）

・共同企業体の結成に関する協定書（**様式第３号**）

・施工実績調書（**様式第４号**）

実績を証明する資料として、契約書等の写しを添付する。

・配置技術者調書（**様式第５号**）

資格・免許等及び雇用関係が確認できる書類を添付する。

・その他入札参加資格要件を証明するに必要な書類

２）誓約書の提出

・入札参加資格要件に関する誓約書（**様式第６号−１、６号−２**）及び情報開示に関する誓約書（**様式第６号−３**）を提出すること。

３）現地説明会及び見積設計図書の提出

（１）現地説明会の開催

組合は、参加資格を有する応募者を対象として、東山クリーンセンターの現状及び基幹的設備改良工事の工事内容等の補足説明をするため、現地説明会を開催する。

開催日程は、別途組合から通知する。

（２）見積設計図書の提出

応募者は、組合が提示した設計仕様書等に基づき、見積設計図書を作成し、提出すること。入札時に、「プレゼンテーション」を行うので、プレゼンテーションに関する資料を提出すること。

（３）見積設計図書[概要版]の提出

見積設計図書についての主要項目、仕様、数値等をまとめた見積設計図書の概要版を作成し、見積設計図書と同時に提出すること。

概要版の書式については、現地説明会において配布する。

2.6 著作権

発注者は、著作権が応募者に帰属する資料について公表等の必要が生じた場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。

この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限協力しなければならない。

第３章　基幹的設備改良工事に係る情報提供

3.1 応募段階

1) 資料等の提供および閲覧等

参加資格審査(１次審査)で参加資格があることが確認された応募者は、本入札条件書に定めるところにより、守秘義務に係る「誓約書」を提出し、本施設に関する資料の提供を求めまたは閲覧をすることができる。また、施設の現場調査をすることも出来る。

2) 本施設の現地調査等

応募者は、発注者が必要かつ合理的と認める方法により、本施設の現地調査を行うことができる。この場合、現地調査の可能な日程は発注者と協議し決定する。

3)情報提供の内容

（1）発注者は、応募者に対して、発注者が所有する図書類（図面）を提示する。

（2）発注者は、応募前および応募期間中に、応募者に対して本施設の見学説明機会を設ける。

（3）発注者が選定した応募企業に本施設を見学させ、必要な範囲内で、以下の情報を提供する。

①発注者が所有する設計図書類の閲覧

②本施設の現状確認

③基幹的設備改良工事に関する質問への回答

3.2 契約後の情報提供

1）総合施工要領書作成のための情報提供

基幹的設備改良工事の受注者は、「施工要領書」を作成するために、発注者が保有する本施設に関する設計図書類（取扱説明書を含む）等の確認および本施設の現地調査を行うことができるものとする。また、本施設に関して口頭又は書面で質問することができる。

第４章　基幹的設備改良工事の契約

4.1 性能発注方式による契約

この基幹的設備改良工事は『設計・施工付契約(性能発注)』であり、「設計上のかし」及び「施工上のかし」を契約条件とし、かし担保期間については基幹的設備改良工事の設計仕様書により別途定める。

なお、基幹的設備改良工事の受注者は、「入札条件書」、「設計仕様書」および「見積設計図書」に基づく諸条件を踏まえ、基幹的設備改良工事期間はもとより基幹的設備改良工事期間終了時においても、本施設の目的および機能を満足することが出来るよう、必要かつ適切な基幹的設備改良工事を行わなければならない。

4.2 基幹的設備改良工事実施の保証に関する規定

1) 基幹的設備改良工事の進め方

基幹的設備改良工事中における施設運営管理等の責任は、原則として基幹的設備改良工事の受注者が負う。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受注者との協議のうえ、決定する。

2) 基幹的設備改良工事の設計・施工監理

発注者は、基幹的設備改良工事の工事施工及び施設運営管理等について、定期的に施工監理を行う。施工監理の方法、内容等については、基幹的設備改良工事における「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」、「設計仕様書」、「見積設計図書」、「契約書類」および「施工要領書」に規定する内容とする。

3) 発注者は、施工監理を行うに当たって、第三者機関からアドバイスを求めることができるものとする。その結果基幹的設備改良工事の「入札条件書」、「工事仕様書」等の諸条件を満たしていないと判断される場合、発注者は基幹的設備改良工事の受注者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で基幹的設備改良工事費の減額等の措置を執ることができるものとする。

4.3 基幹的設備改良工事または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

基幹的設備改良工事または契約事項の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は、誠意をもって協議すること。

第５章　入札公告、参加資格審査の実施に関する事項

5.1　入札公告及び資料配布

基幹的設備改良工事に関する公告を、下記により行う。

1)　公告期間　平成25年　10月18日～平成25年　11月 12日

2)　公告方法　①北信保健衛生施設組合公告式条例に基づき、組織市町役所（場）掲示場に掲示して行う。
②組合及び組織市町の内、中野市、山ノ内町、小布施町、長野市のホームページに掲載する。
③業界新聞等に資料提供を行う。

3)　入札資料の配布期間　平成25年　10月18日～平成25年　11月12日

4)　配布資料　・入札条件書［入札参加資格確認書、誓約書等の各書式を含む］
・設計仕様書

5)　配布場所　北信保健衛生施設組合　東山ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（担当）上野、小林
〒383-0013　長野県中野市大字中野1308番地1
TEL 0269-22-7074　FAX 0269-23-1274
E-mail　hokuei-hc_kanri@nkn.janis.or.jp

5.2　入札条件書等に関する質問

入札条件書等に関する質問がある場合には、次により質問書を提出すること。

1)　受付期間　平成25年　10月18日～平成25年　10月25日

2)　提出先　**5.1**に示す場所

3)　質問の方法　・質問事項を簡潔にまとめ、電子メール又はＦＡＸにより提出すること。
・電子メールを送信した場合には、担当者に連絡し、メール着信の確認をすること。

5.3　入札条件書等に関する質問への回答

入札次条件書等に関する質問に対する回答は、次により行う。

1)　回答期限　平成25年　11月1日

2)　回答の方法　・質問事項に対する回答は、応募者全員に電子メール又はＦＡＸにより回答する。この場合、質問の内容が基幹的設備改良工事に関係のない事項、又は不当に混乱を招くと判断された事項については、回答しないことがある。

5.4　参加資格確認書及び誓約書の提出

基幹的設備改良工事の入札への応募者は、次により入札参加資格確認書、誓約書及び添付資料を提出すること。

1)　提出期間　平成25年　11月 6日～平成25年　11月12日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。）

2)　提出先　5.1に示す場所

3)　提出方法及び提出書類　・持参により提出すること。※郵送等による提出は認めない。
・提出書類は、正本1部、副本1部をA4版ファイルに綴じて提出する。
・提出書類の詳細は、第２章2.5「応募に係る提出書類等」による。

5.5　参加資格要件審査結果の通知（第１次審査）

基幹的設備改良工事に関わる参加資格要件に対する審査結果は、次により通知する。

1)　通知期限　平成25年　11月26日

2)　通知方法等　・参加資格要件の審査結果を、文書により通知する。
・参加資格の審査に合格した者に対し、現地説明会の開催時に下記の資料を配布する。
①落札者決定（審査）基準
②見積設計図書[概要版]書式
③入札書書式
④質問書書式

東山クリーンセンター基幹的設備改良工事
入札条件書（様式集）

目　次

（様式第1号）

質　　問　　書

平成　　年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

企業名　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
担当者氏名
連絡先TEL

平成　　年　月　　日付けで公告のありました「東山クリーンセンター基幹的設備改良工事」について、次のとおり質問を提出いたします。

NO.	資料名	頁	項目	質問等

※１：欄が足りない場合は、必要に応じて追加すること。

(様式第2号-1)

入札参加資格確認書

年　　月　　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者氏名

連絡先TEL

下記工事の総合評価方式一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をいたします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1　工事名等

工　事　名	
工事箇所	

2　添付書類（提出書類に✔をしてください。）

☐施工実績調書（様式第4号）

☐施工実績調書添付資料：契約書の写し等

☐配置予定技術者調書（様式第5号）

☐配置技術者調書添付資料①：法令に基づく資格・免許等及び雇用関係が確認できる書類（健康保険証等）の写し等

☐配置技術者調書添付資料②：契約書の写し等

☐会社概要（最新のもの）・業務経歴書

☐入札参加資格要件を証明する書類の写しなど

○ 建設業法の特定建設業の許可証の写し

○ 入札参加資格決定通知書の写し

○ 公告日以降に発行された滞納のない証明書（法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税）

(様式第2号-2)

特定建設工事共同企業体 入札参加資格確認書

平成　　年　　月　　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

特定建設工事共同企業体の名称

代表構成員　住　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構　成　員　住　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構　成　員　住　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

平成　　年　月　　日付けで公告のありました東山クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当　しない者であること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　工事名等

工　事　名	
工事箇所	

2　添付書類（提出書類に✔をしてください。）

□特定建設工事共同企業体協定書：入札に関する委任状の写も添付すること。
□施工実績調書（様式第4号）
□施工実績調書添付資料：契約書の写し等
□配置予定技術者調書（様式第5号）
□配置技術者調書添付資料①:法令に基づく資格・免許等及び雇用関係が確認できる書類(健康保険証等) の写し等
□配置技術者調書添付資料②：契約書の写し等
□会社概要（最新のもの）・業務経歴書
□入札参加資格要件を証明する書類の写しなど

○ 建設業法の特定建設業の許可証の写し
○ 入札参加資格決定通知書の写し
○ 公告日以降に発行された滞納のない証明書（法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税）

(様式第3号)

特定建設工事共同企業体協定書（参考）

（目的）

第１条　当特定建設工事共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

⑴　北信保健衛生施設組合発注に係る　東山クリーンセンター基幹的設備改良工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）

⑵　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当特定建設工事共同企業体は、＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成　　年　　月　　日に成立し、工事の委託契約履行後１２か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　工事を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地＿＿＿＿＿＿
会社名＿＿＿＿＿＿㊞

所在地＿＿＿＿＿＿
会社名＿＿＿＿＿＿㊞

所在地＿＿＿＿＿＿
会社名＿＿＿＿＿＿㊞

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、工事の履行に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の増減の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名………………………………　………％
会社名………………………………　………％
会社名………………………………　………％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）
第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）
第10条　各構成員は、工事請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）
第11条　当企業体の取引金融機関は、……………………とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）
第12条　当企業体は、設計完了の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）
第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）
第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務譲渡の制限）
第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）
第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成するまでは、脱退することはできない。
２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合より分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
５　決算の結果利益を生じた場合においては、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に関する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　……………………ほか……社は、上記のとおり……………………特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を……部作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自１通を所持するものとする。

平成……年……月……日

……………………………………特定建設工事共同企業体

代表者　　所在地……………………………………

　　　　　会社名……………………………………

　　　　　所在地……………………………………

　　　　　会社名……………………………………

　　　　　所在地……………………………………

　　　　　会社名……………………………………

（様式第4号）

施 工 実 績 調 書

年　　月　　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　㊞

工　事　名	
工 事 場 所	
工 事 種 別	
工 事 内 容	
工　　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
契 約 金 額	円
発　注　者	
受 注 形 態	単体　　　　共同企業体

※１　入札条件書に示す工事実績に該当する同種の工事の施工実績を記入すること。
同種工事が２件以上ある場合は、適宜に書式を変更のうえ記述し、同種工事の記載件数は、最大で５件までとする。
※２　工事内容は、施工実績を確認できるよう具体的に記入すること。
※３　契約書の写し等を提出すること。

（様式第5号）

配置技術者調書

年　　月　　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

北信保健衛生施設組合が発注する東山クリーンセンター基幹的設備改良工事において配置する予定技術者は下記のとおりです。

工　事　名		
配置予定者の氏名		（生年月日　　年　月　日）
今工事の技術職位		主任技術者　　監理技術者　　現場代理人
最　終　学　歴		大学･高校　　学科　　年卒業
法令による資格･免許（記載しきれないときは別紙とすること。）		資　格　等： 取　得　年： 登 録 番 号：
同種工事の実績の概要	工　事　名　称	年度
	技　術　者　等	主任技術者　　監理技術者　　現場代理人
	工　事　場　所	
	請　負　金　額	
	工　　期	年　月 ～　　年　月
	工　事　内　容	

※1　法令に基づく資格･免許等及び雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）の写しを提出すること。

※2　同種工事の実績が確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

(様式第6号-1)

誓　約　書

年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　所
フリガナ
申請者　商号又は名称
代表者氏名　　　　　　㊞

私は、申請書の提出に際し、下記の事項について誓約します。

1．地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定に該当しない者であること。
2．北信保健衛生施設組合入札等参加資格者資格停止措置要綱に基づく資格停止措置期間中の者もしくは、構成市町のいずれかで指名停止措置を受けている者でないこと。
3．会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17 年法律第87 号）第64 条による改正前の商法（明治32 年法律第48 号）第381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
4．会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
5．手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
6．廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
7．平成25年度 東山クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る発注支援業務委託の受託者(株式会仕建設技術研究所)と応募者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(様式第6号-2)

誓　約　書

年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　所
フリガナ
申請者　商号又は名称
代表者氏名　　　　　　㊞

私は、申請書の提出に際し、下記の事項について誓約します。

また、私又は役員（支店等の代表者を含む。）が暴力団員等でないことを確認するため、照会がなされることに同意します。

記

1　私又は役員（支店等の代表者を含む。）は、暴力団員等ではありません。

2　北信保健衛生施設組合との契約の履行に伴い下請負契約、資材、材料等の納入契約及びこれらに準じる契約（以下「下請負契約」という。）の契約先（以下「下請業者」という。）の役員が暴力団員等であることが判明した場合には、遅滞なくその旨を北信保健衛生施設組合に報告するとともに、下請業者との下請負契約を解除します。

3　下請業者が下請負契約を行う際は、役員が暴力団員等である相手方と契約しないよう指導し、暴力団員等であることが判明した場合には、遅滞なくその旨を北信保健衛生施設組合に報告し、当該下請負契約を解除するよう下請業者に要請します。

4　北信保健衛生施設組合との契約の履行に伴い、暴力団員等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく北信保健衛生施設組合に報告します。

5　申請書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

6　この誓約事項に関し、虚偽であったことが判明した場合又は違反した場合には、入札参加資格の取消等、北信保健衛生施設組合が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

役　員　名　簿

商号又は名称				
所　在　地				
役　職　名	(フリガナ) 氏　　名	性　別	生年月日	住　　　所

(様式第6号-3)

誓　約　書

年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

住　　所
フリガナ
申請者　商号又は名称
代表者氏名　　　　　㊞

当社は貴組合に対し、貴組合から下記基幹的設備改良工事に関する情報の開示を受けるに当たり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

1 基幹的設備改良工事名
東山クリーンセンターの基幹的設備改良工事（以下「基幹的設備改良工事」という。）

2 情報の指定
対象となる情報は、貴組合から提供された基幹的設備改良工事に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

3 情報の取扱い

（1）当社は、本件情報の秘密を保持し、基幹的設備改良工事に関する基幹的設備改良工事受託者選定に参加する場合または基幹的設備改良工事に従事する職員に開示する場合および適用法令、行政機関または司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示および漏洩しない。

（2）当社は、本件情報の開示を受けた前号の従事職員に対し、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。

（3）本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録(電磁的媒体または光学的媒体に格納されたものを含む。)は、基幹的設備改良工事に係る当社の従事職員以外の者が利用できないよう保管する。

（4）当社は、貴組合の事前の書面による承諾なくして本件情報に係る文書その他の記録を複写または破棄しない。

（5）当社は、落札者が決定し、または貴組合の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録のすべてを直ちに貴組合に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去する。

4 損害賠償
本件情報の取扱いに違反し、貴組合または第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償する。

（様式第7号）

見積設計図書類提出書

平成　年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

企業名　所在地

商号又は名称

代表者氏名　印

担当者

氏名

所属

所在地

電話

ファックス

電子メール

見積設計図書類一式を提出します。
なお、入札書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

(様式第8号)

仕様に関する確約書

平成　　年　月　日

北信保健衛生施設組合
組合長　池 田 茂　あて

企業名　　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

見積設計図書類一式は、入札条件書、設計仕様書と同等又はそれ以上の仕様であることを誓約します。